

国立水俣病総合研究センター
競争的研究費の研究上の不正行為の防止等に関する規程

平成30年3月30日制定
令和3年4月1日全面改定
令和3年8月6日一部改定
令和3年9月15日一部改定

(目的)

第1条 この規程は、国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）における競争的研究費の研究上の不正行為の防止のための取組及び研究上の不正行為に対する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「研究上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び濫用の他、二重投稿、不適切なオーサーシップ等を含めた研究者の行動規範及び通念に照らして、研究者倫理からの逸脱が甚だしいものをいう。
- 二 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工することをいう。
- 四 「濫用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 五 「二重投稿」とは、印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- 六 「不適切なオーサーシップ」とは、研究論文等の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外することをいう。

(研究者の責務)

第3条 国水研の職員及び国水研が受入れを認めた外部研究者で研究代表者又は研究分担者を務める者（以下「研究者」という。）は、競争的研究費の研究上の不正行為がなきよう、本規程及び関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、前項の責務を果たす旨の「誓約書」を所長に提出しなければならない。
- 3 研究者は、研究上の不正に関わる研究倫理教育を受けなければならない。
- 4 研究者は、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ（実験ノート、数値データ、画像等）を当該論文の発表後、一定期間（原則10年間）、適切に保存し、必要に応じて開示しなければならない。なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年間の保存が望ましいが、保存場所の制約等やむを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。

- 5 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りでない。

（最高管理責任者）

第4条 国水研に、競争的研究費の研究上の不正行為に適切に対応する仕組みを整備し、実効ある取組を推進するため、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的研究費の運営・管理に関する全ての責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は、所長とする。

（統括管理責任者）

第5条 国水研に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の研究上の不正行為に適切に対応する仕組みを整備し、実効ある取組を推進するため、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は研究倫理教育（研究者等に求められる倫理規範を習得させるための教育）を含む研究上の不正行為の防止等の責任者とする。
- 3 統括管理責任者は、主任研究企画官とする。

（部局責任者）

第6条 競争的研究費の研究上の不正行為に適切に対応する仕組みを整備し、実効ある取組を適正に行うため、部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、部長とする。
- 3 部局責任者は、研究者に対し、適切な運営・管理を行うように指導する。

（事務担当）

第7条 本規定に係る事務の担当は次のとおりとする。

- 一 第二号を除き、事務は総務課庶務係が担当し、統括管理責任者を補佐する。
- 二 競争的研究費の申請から報告までの事務手続に係る相談は、主任研究企画官が担当する。

（研修会・説明会の開催）

第8条 統括管理責任者は競争的研究費の研究上の不正防止を図るために、研究者及び関係する事務職員を対象として、毎年度、研修会・説明会の開催し、研究倫理教育を実施しなければならない。

（不正防止計画推進担当者）

第9条 国水研に、競争的研究費の研究上の不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進担当者を置く。

- 2 不正防止計画推進担当者は、主任研究企画官とする。
- 3 不正防止計画は、別途所長が定める。

(内部監査)

第10条 競争的研究費の研究上の不正防止を図るため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、別途所長が定める内部監査実施要領に基づき実施する。

(相談・通報窓口)

第11条 国水研に、競争的研究費の研究上の不正行為が疑われる場合の相談を受け付ける相談窓口及び競争的研究費の研究上の不正行為の通報を受け付ける通報窓口を設置する。

- 2 研究上、不正行為の疑いがあると思科する者は、何人も、書面、電子メール、電話または面談により、相談窓口に対して相談を、通報窓口に対して通報を行うことができる。
- 3 相談窓口責任者は主任研究企画官、通報窓口責任者は総務課長とする。
- 4 相談窓口及び通報窓口において、相談及び通報を受けた場合は、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は当該相談、通報に関する部局責任者に、その内容を通知するものとする。

(通報の意思の確認・通報の受付)

第12条 主任研究企画官は前条第1項に規定する相談があった場合、その内容を確認・精査し、相談対象の事案の内容に不正の存在が認められた場合、相談者に対して通報の意思があるか否か確認する。

- 2 総務課長は前条第1項に規定する通報について、研究上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの氏名又は名称、研究上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理性的理由が示されている場合に限り、当該通報を受け付けることとし、通報者に対して、受け付けたことを通知する。
- 3 通報は、原則として顕名によるものとする。ただし、通報窓口の責任者は匿名による通報について、必要と認める場合には、最高責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの氏名又は名称、研究上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高責任者はこれを匿名の通報に準じて取り扱うこととする。

(予備調査)

第13条 通報を受理した時は、研究上の不正行為に関して、本調査が必要かどうかを検討するため、最高管理責任者は通報された行為が行われた可能性、通報に示された合理性、調査可能性等について、予備調査を行うため予備調査委員会を招集する。

- 2 予備調査委員会は総務課長を委員長とし、最高管理責任者は、若干名の職員を委員として指名する。
- 3 最高管理責任者は、予備調査を行うことを通報者に通知する。
- 4 予備調査委員会は、前項の通知した日から、原則として30日以内に予備調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は予備調査の結果を通報者及び被通報者に開示する。

(調査委員会の設置)

第14条 最高管理責任者は、前条第4項の規定による予備調査終了後、本調査が必要であると判断したときは、次の各号を調査・審議するための調査委員会を設置する。

- 一 研究上の不正行為があつたかどうかの認定
 - 二 研究上の不正行為と認定された場合は、その内容、研究上の不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究上の不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割の認定
 - 三 研究上の不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると疑われた場合には、悪意に基づくものであるかどうかの認定
- 2 最高管理責任者は調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に統括管理責任者を任命するとともに、調査委員（以下「委員」という。）を職員及び外部有識者から任命、委嘱する。
この場合、委員は半数以上が外部有識者で構成され、全ての委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、委員長が召集する。
- 4 調査委員会の事務は、総務課が行う。

(本調査の通知)

第15条 最高管理責任者は前条第1項の規定により、調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査の開始、委員長及び委員の氏名を通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に本調査の実施の決定を報告する。

- 2 通報者及び被通報者は前項の規定による通知内容に不服があるときは、通知受理日より7日以内に別紙様式1により最高管理責任者に異議申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は前項の申立てを受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者、被通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、調査開始から結果報告を受けるまでの間、対象事案に係る研究費の支出停止の手続を取ることを命ずることができる。

(本調査の実施)

第16条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、速やかに調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。なお、調査の開始は第14条第1項に規定により調査委員会を設置した日から原則として30日以内とする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行う事を通知し、調査への協力を求めるものとする
- 3 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係わる論文、実験、観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、

- それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。
- 5 調査委員会は、調査にあたって、被通報者の弁明を聴取する。
 - 6 調査委員会は、研究上の不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合にはあらかじめ通報者の弁明を聴取する。
 - 7 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日以内に調査結果報告書（別紙）を作成し、最高管理責任者に提出する。最高管理責任者は通報者、被通報者及び不正行為に関わったと認定された者に調査結果を通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁にも当該調査結果を報告する。また、期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関及び関係省庁に提出する。
 - 8 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（認定の方法）

- 第17条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとときも、同様とする。

（不服申立て）

- 第18条 前条第7項の規定により通知された調査結果において、不正行為に関わったと認定された被通報者等は、前条第7項の規定により通知された調査結果に対して、不服がある場合、通知の日から10日以内に別紙様式2により最高管理責任者へ不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 前条第7項の規定により通知された調査結果において、通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、その認定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。
 - 3 最高管理責任者は第1項の規定により、被通報者等から不服申立てがあった場合には調査委員会に不服申立てを通知し、通報者に不服申立てがあった旨を通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
 - 4 最高管理責任者は第1項の規定による被通報者等からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合には、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他のものに審査させる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 5 調査委員会は第3項により、当該事案の不服申立てを審査し、再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は前項の規定により報告された当該決定を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 7 委員長は、第5項の規定による再調査を行った場合には、再調査を開始した日から原則として50日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 8 最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 9 最高管理責任者は、第2項の規定により悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合には、調査委員会に不服申立てを通知し、被通報者にその旨を通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 10 最高管理責任者は第2項の規定による悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合には、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他のものに審査させる。
- 11 調査委員会は第9項により、当該事案の不服申立てを審査し、再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 12 最高管理責任者は前項の規定により報告された当該決定を悪意に基づく通報と認定された通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 13 委員長は、第11項の規定による再調査を行う場合には、再調査を開始した日から原則として30日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 14 最高管理責任者は前項の規定による再調査結果を、通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(研究上の不正行為が認定された場合の措置)

第19条 最高管理責任者は、第16条第7項の規定により調査委員会から研究上の不正行為があつたと認められる報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、その調査結果(別紙)を公表する。研究上の不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究上の不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)の所属する機関は、被認定者に対し、関係法令等に基づき適切な処置をとるとともに、研究上の不正行為と認定された論文等の取下げの勧告、研究成果の修正・取り下げの勧告、当該研究費の支出中止等を講ずるものとする。

- 一 第17条第1項の規定による不服申立てが無い場合
- 二 第17条第4項の規定により調査委員会から再調査を行わない報告を受けた場合
- 三 第17条第6項の規定により調査委員会から研究上の不正行為があつた報告を受けた場合

(研究上の不正行為が認定されなかつた場合の措置)

第20条 最高管理責任者は、第16条第7項及び第17条第7項の規定により、調査委員会から研究上の不正行為があつたとは認められない旨の報告を受けたときは、すべての調査関係者

に調査結果を通知し、公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

- 2 最高管理責任者は、被通報者に対し、研究上の不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われないような措置を講ずる。

(秘密の保持)

第21条 本規定に定める業務に携わる全ての者は、相談窓口及び通報窓口に寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容、調査内容、調査経過及び調査結果等について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。本規定は職員等でなくなった後も同様とする。

- 2 最高管理責任者は通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係わる事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者または被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知するときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害するがないように、配慮しなければならない。

(調査への協力)

第22条 職員は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(不正目的の通報の禁止)

第23条 職員は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的での通報を行ってはならない。

(調査等の事務に携わる者の制限)

第24条 研究上の不正行為の事案の事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(不利益をもたらす行為の禁止)

第25条 職員は、通報者又は調査協力者がこの規程に基づき、通報又は協力を行ったことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。また、第18条に基づき講ずる措置を除き、被通報者が通報されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国立水俣病総合研究センター科学研究費助成事業－科研費－の研究上の不正行為の防止等に関する規程は、廃止する。

調査結果の報告書

◆ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「通報」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

◆ 調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 1. 調査期間
 2. 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等〕）
 3. 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 4. 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

◆ 調査の結果（研究上の不正行為の内容）

- 認定した研究上の不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 研究上の不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ① 研究上の不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ② 研究上の不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 研究上の不正行為が行われた経費・研究課題
〈競争的資金等〉
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
- 研究上の不正行為の具体的な内容
 - ・手法
 - ・内容
 - ・研究上の不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金の額及び用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

◆ 調査機関がこれまで行った措置の内容

競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

- ◆ 研究上の不正行為の発生要因と再発防止策
 - 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
 - 再発防止策

別紙様式 1

異議申立日 令和 年 月 日

異議申立書

国立水俣病総合研究センター所長

所属

連絡先

氏名

印

国立水俣病総合研究センター競争的研究費の研究上の不正行為の防止等に関する規程
第15条第2項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで通知がありました内容について下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 異議申立てに係る箇所

2. 異議の理由

以上

別紙様式 2

不服申立日 令和 年 月 日

不服申立書

国立水俣病総合研究センター所長

所属

連絡先

氏名

印

国立水俣病総合研究センター競争的研究費の研究上の不正行為の防止等に関する規程
第17条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで通知がありました調査結果について下記のとおり不服を申し立てます。

記

1. 不服申立てに係る箇所

2. 不服の理由

以上